

市立保育所の民間移管
検証結果報告書

(平成 16 年度～18 年度移管)

平成 17 年 11 月

横浜市福祉局

目次

1	検証の趣旨	P 1
2	検証の方法	
(1)	移管園状況調査	P 1
(2)	移管先法人ヒアリング	P 1
(3)	保護者の要望・感想	P 1
(4)	実績・効果	P 1
(5)	改善の取組	P 1
(6)	今後の課題	P 1
3	検証の結果	
(1)	移管園状況調査の総括	P 2
(2)	移管先法人ヒアリングの総括	P 2
(3)	保護者の要望・感想の総括	P 2
(4)	実績・効果	
ア	法人募集の状況	P 3
イ	移管条件の達成状況	P 3
ウ	移管先法人の取組	P 6
エ	移管園へのフォロー	P 6
オ	運営費の縮減額	P 7
カ	訴訟の状況	P 7
(5)	改善の取組	
ア	公表時期	P 7
イ	保護者見学会等の実施	P 8
ウ	法人選考委員会	P 8
エ	引継ぎ・共同保育	P 8
オ	送迎時の対応	P 9
カ	職員の継続雇用	P 9
キ	転園希望に対する入所事務の扱い	P 9
(6)	今後の課題	
ア	第三者評価の受審	P 9
イ	優良な移管先法人の確保	P 9
【資料編】		
<資料1>	移管園状況調査の方法	P 10
<資料2>	移管園状況調査の結果	P 10
<資料3>	移管先法人ヒアリングの主な結果	P 12
<資料4>	保護者の主な要望・感想	P 13
<資料5>	移管先法人一覧	P 16

1 検証の趣旨

市立保育所の民間移管につきましては、平成16年度から年4園ずつ行い、平成16年度の民間移管から1年7か月、平成17年度民間移管から7か月が経過いたしました。

平成18年度の民間移管につきましては、来年4月の移管に向けて、今月の11月から5か月間の引継ぎ・共同保育が開始されています。

移管園における状況調査、保育内容などの移管条件の達成状況、また、新たなサービスの提供状況や民間移管の課題について検証を行い、今後の民間移管の参考とします。

2 検証の方法

(1) 移管園状況調査

市立保育所の民間移管後の状況を把握するために、学識経験者及び法人選考委員会委員によって移管園を訪問し、横浜市福祉サービス第三者評価の評価分類のうち、法人選考委員会で使用した5領域40項目により調査を行いました。

16年度移管園については、移管後1年が経過した17年3月に調査を実施しました。

17年度移管園については、移管前の17年3月と移管後の17年6月に調査を実施しました。

○調査項目

- ・利用者（子ども本人）の尊重（12項目）
- ・サービスの実施内容（21項目）
- ・地域支援機能（3項目）
- ・開かれた運営（3項目）
- ・人材育成・援助技術の向上（1項目）

(2) 移管先法人ヒアリング

16・17年度に移管した8園を運営している社会福祉法人の理事長及び施設長（園長）等に対して、民間移管に関する諸事項について、17年7月にヒアリング調査を行いました。

○ヒアリング項目

- ・申込について（応募の動機、申込園を決めたポイント、申込上の課題）
- ・移管条件について（保育内容の最低条件、職員体制、上乗せ条件）
- ・三者協議会について
- ・引継ぎ・共同保育について
- ・譲渡園舎について
- ・保護者との関係を築くことについて
- ・その他民間移管に対する感想等

(3) 保護者の要望・感想

16・17・18年度の各園の保護者会からの「民間移管に対する要望書」及び三者協議会で出された要望・意見・感想等をまとめました。

(4) 実績・効果

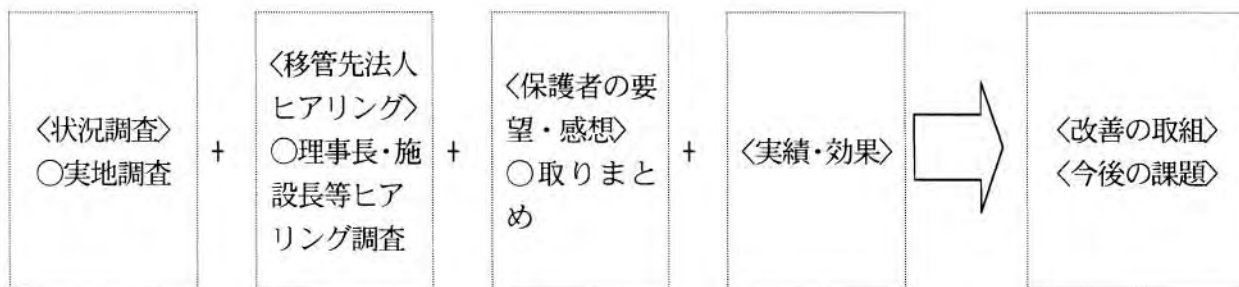
移管先法人の応募状況、移管条件の達成状況、移管後の子どもに対するフォロー体制や運営費の縮減額を整理しました。

(5) 改善の取組

16・17年度の民間移管の実施内容を踏まえて、見直し、改善した取組をまとめました。

(6) 今後の課題

今回の検証結果を踏まえて、今後の取組むべき課題をまとめました。



3 検証の結果

(1) 移管園状況調査の総括（10頁＜資料1＞＜資料2＞参照）

ア 16年度移管園は、市立保育所の民間移管の初年度ということもあり、民間移管に対する保護者の不安等が特に大きい中での園運営となりましたが、保護者の協力と法人としての実績を活かしながら安定した保育が行われています。また、市立保育所時代のサービス内容を確保しつつ、保護者の理解を図りながら園運営が行なわれており、保護者との関係作りにも力を注いでいます。

イ 17年度移管園は、移管後間もないことから、法人としての園運営とその成果については、今後現れてくるという側面もありますが、市立保育所時代のサービス内容を確保しつつ、保護者の理解を図りながら、法人としての特徴を活かした園運営を始めつつあります。

(2) 移管先法人ヒアリングの総括（12頁＜資料3＞参照）

ア 応募理由については、法人が運営している保育所の特色や利用者に喜ばれているサービス提供の実績を根拠としており、その実績を活かすためとしています。

イ 移管条件については、市立保育所の保育内容を継承することを受け入れつつも、保育内容の継承は法人独自の運営を行う上で難しい面があるとしています。

ウ 保護者・移管先法人・横浜市からなる三者協議会において、保育の内容について話し合うことは必要であると認識しています。また、引継ぎ・共同保育については、保育の円滑な移行のために必要であると考えています。

エ 園舎については、建築後年数が経過していることから、修繕を行ったり、備品を更新するなどに取組んでいます。

オ 保護者との関係作りについては、各法人とも多くの労力を割いていますが、保護者の声を聞く機会を多く持つなど熱心な取組により、保護者の理解が得られるようになってきています。

カ 市立保育所の民間移管について、法人は子どもにとって、よりよい保育を実現するための取組と考えています。

(3) 保護者の要望・感想の総括（13頁＜資料4＞参照）

ア 16年度は市立保育所民間移管の初年度ということで、保護者にとって民間移管の効果が見えにくいこともあり、当該移管園の保護者からは、市立保育所時代の保育が何ら変わらないこ

とを強く望むものや、保育サービスの拡充には慎重に対応してほしいといった趣旨の意見が示されています。

イ 17年度移管園の保護者からは、16年度の移管園の状況を踏まえ、園運営の安定など具体的な要望が寄せられるようになっていきます。また、移管後の保護者の意見では、引き続き市立保育所時代の保育の継続を望みつつも、移管先法人の特色を活かした独自の保育サービスの提供を期待するものや、移管後に実施されている保育サービスに理解や評価を示すものも見受けられます。18年度移管予定園の保護者からは、17年度移管園の保護者と同様の要望が出されています。

(4) 実績・効果

ア 法人募集の状況

市内法人の場合、法人の本園との位置関係から応募する園を選ぶ傾向が見受けられます。

また、市内の法人の中には、新設園を立ち上げたばかりであり、移管園を新たに運営することができないため、応募することを見送った法人もあります。

なお、市外法人の応募が増えていますが、これは、本市の民間移管が市外にも浸透してきた現れではないかと思われます。

移管年度	説明会参加法人数			応募法人数			移管先選定法人		
	合計	内訳		合計	内訳		合計	内訳	
		市内	市外		市内	市外		市内	市外
16年度	35	27	8	18	10	8	4	3	1
17年度	28	15	13	24	11	13	4	3	1
18年度	31	16	15	17	7	10	4	2	2

イ 移管条件の達成状況

(ア) 保育内容

民間移管にあたって、定員構成、受け入れ年齢の継承などを条件としていますが、16・17年度の移管園では、概ね達成されています。

移管先法人では、移管条件を遵守して日々の保育が行われていますが、一部の園では、育児講座の実施が18年度になる園もありますが、保護者との合意に基づいて定員外入所が実施された園もあります。

(イ) 開所時間、時間延長サービスの利用状況

16・17年度移管園では、朝は7時から、夕方は最長21時まで開所しているところがあります。

(ウ) 3歳児以上の主食の提供、一時保育

主食の提供については、16年度移管園では4園全てで実施されており、2園は完全実施、2園は選択制となっていますが、17年度移管園では、4園全てにおいて完全実施しています。

また、一時保育については、鶴ヶ峰保育園、瀬谷保育園では17年10月から開始しています。

なお、谷津保育園、秋葉保育園では18年1月からの実施を予定しています。

移管条件の達成状況一覧

移管条件		16年度民間移管園（実施できている項目は○印）			
		丸山台	鶴ヶ峰	岸根	柿の木台
1 保育内容	(1) 移管保育所の定員構成の継承	○	○（平成17年10月から定員外入所実施）	○	○
	(2) 移管保育所の受け入れ年齢の継承	○	○	○	○
	(3) 障害児保育の実施（福祉保健センターの入所判定による入所を前提とします。）次の受け入れ児童数枠を確保すること。 定員80人以上の保育所6人以上 定員80人未満の保育所3人以上	○	○	○	○
	(4) 休園日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日以外は休園しないこと。	○	○	○	○
	(5) 費用負担 幼児の主食代、延長保育サービスの実施に伴う夕食代、おやつ代等、本市が予め認めた実費徴収以外の費用負担を保護者に求めないこと。	○	○	○	○
	(6) 移管保育所の年間行事の継承	○	○	○	○
	(7) 地域育児支援事業（育児相談、育児講座等）の実施	○	○	△（育児講座は平成18年度から実施）	○
	(8) 施設（保育室、園庭等）の地域開放	○	○	○	○
	(9) 苦情処理の仕組みの整備（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）	○	○	○	○
	(10) 宗教活動の多様性に配慮すること。	○	○	○	○
2 職員	(1) 職員数 入所児童数に応じて、本市法外基準に基づく保育士等を確保すること。	○	○	○	○
	(2) 経験者の確保 次のとおり、経験者を確保すること。 施設長；社会福祉事業の経験15年以上 保育士；経験5年以上1/3以上、経験10年以上2人以上（5年以上の経験の外数）	○	○	○	○
3 新たなサービス	(1) 幼児に対する主食の提供	○（完全実施） 1,200円/月	○（完全実施） 1,000円/月	○（選択制） 1,200円/月	○（選択制） 1,100円/月
	(2) 延長保育サービス（7:00～20:00）の実施	平日7:00～20:00 土曜7:00～15:15	平日7:00～21:00 土曜7:00～18:00	平日7:00～21:00 土曜7:00～21:00	平日7:00～20:00 土曜7:00～15:30
	(3) 一時的保育事業の実施（実施時期については柔軟に対応する）	準備が整い次第実施	平成17年10月から実施	準備が整い次第実施	準備が整い次第実施
4	引継期間における職員の配置について	○	○	○	○
5	三者協議会への参加	△（保護者と法人で協議）	△（保護者と法人で協議）	○	△（保護者と法人で協議）
6	第三者評価の受審 移管後、3年以内に受審	平成16年度は移管条件としていない。			

17年度民間移管園（実施できている項目は○印）			
千丸台	谷津	秋葉	瀬谷
○	○	○	○（平成17年9月から定員外入所実施）
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	△（育児講座は平成18年度から実施）	△（育児講座は平成18年度から実施）	△（育児講座は平成17年度中に実施）
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○（完全実施）	○（完全実施）	○（完全実施）	○（完全実施）
1,000円/月	1,200円/月	1,200円/月	1,200円/月
平日7:00~21:00	平日7:00~20:00	平日7:00~20:00	平日7:00~20:00
土曜7:00~19:00	土曜7:00~18:30	土曜7:00~20:00	土曜7:00~18:30
準備が整い次第実施	平成18年1月から実施予定	平成18年1月から実施予定	平成17年10月から実施
○	○	○	○
○	○	○	○
平成19年度末までに受審			

ウ 移管先法人の取組

移管先法人では、法人の特色ある保育の取り組みや保育環境の向上への取り組みを展開しています。

<主な取組>

- ・ お泊り保育の実施
- ・ 地域の方との天体望遠鏡を使ってのお月見会の実施
- ・ 給食のサンプル掲示の実施
- ・ 土曜日の保育時間の延長
- ・ 園庭の再整備、温水シャワーの設置
- ・ 子ども用ロッカーの更新、保育室のカーペット取替え
- ・ 保育室の椅子・机、遊具の更新

エ 移管園へのフォロー

移管後の運営主体が変更することによる子どもへの影響がないようフォロー体制をとっています。

16年度移管園では、移管後1年間実施し、17年度移管園では、16年度の実施状況から、移管後6か月間実施いたしました。

(ア) 相談員（臨床心理士等）の巡回

移管時から保育園の保育が落ち着くまでの間、児童・保護者のケアとして、園を巡回して児童の状況を確認し、保護者の相談に応じることを行いました。

相談は、保護者や保育士から、子どもの発育に対する不安や育児に関する悩み、子どもの気になる行動や発達に関する相談が寄せられています。

<相談の例>

- ・ ことばが遅い
- ・ 偏食（野菜嫌い）や爪を噛むなどの癖がある
- ・ 発達全般に遅れがみられる子どもへの対応

(イ) 嘱託保育士の巡回

市立保育園の園長経験者が移管時から暫くの間、保育を専門的な立場から支えたり、保護者からの相談に応じるとともに、保育の場に参加し、保育士の経験を生かしたアドバイスを行いました。

嘱託保育士からは、「保育士の見守りの中、クラス別保育をゆったり受けており安心して遊んでいる。」「子どもたちの表情が明るい。」「保育士との関係も自然。」との報告があり、園生活が安定した状態であることがうかがえます。

(ウ) 元園長の訪問

個別対応が必要な児童に対し、共同保育の終了後、保育内容が落ち着くまでの間、園を訪問して園から児童・保護者の状況を聴取・確認し、相談を受けることを行っています。

元園長からは、移管園では園長、主任保育士がしっかりしており、保育士の動きや保育環境への目配りができており、また、保育士は子どもとの信頼関係を築きながら一生懸命に保育をしている姿に感心したとの意見がありました。

オ 運営費の縮減額

横浜市児童福祉審議会の意見具申〔保育サービスの充実に向けて保育所のあり方と行政の役割はどうあるべきか〕（平成15年2月）では、「定員120人規模の保育所で年間の運営費を公立・民間ともに同じ条件（保育時間・保育サービス・職員配置など）でモデル的に試算すると民間保育所は公立保育所に比べ、運営費が17%下回っています。」とされています。

これまでの民間移管において移管園の規模に違いはありますが、入所児童や保育所開所時間などを同じ条件で民間移管した場合の縮減額を試算しますと、3か年合計で2億7、700万円、約18%の縮減が図られることとなります。また、民間移管に伴う職員定数の削減数は3か年合計で156人となります。

移管年度	縮減額／縮減率	職員定数の削減数	移管園の規模
16年度	124百万円／20%	63人	150人規模：1園 100人規模：2園 60人規模：1園
17年度	55百万円／15%	36人	90人規模：1園 60人規模：3園
18年度	(見込み) 98百万円／17%	(見込み) 57人	100人規模：3園 60人規模：1園
合計	277百万円／18%	156人	

※縮減額は「新時代行政プラン・アクションプラン」での試算数値

カ 訴訟の状況

16年移管園の一部の保護者から、「行政処分執行停止申立」及び「横浜市立保育園廃止処分取消請求」が横浜地方裁判所に出されました。

「行政処分執行停止申立」については、横浜地方裁判所で却下（平成15年3月22日）、東京高等裁判所で棄却（平成15年3月30日）の決定がされています。

「横浜市立保育園廃止処分取消請求」訴訟については、これまで7回の口頭弁論と2回の証人尋問が行われており、審理が継続しています。

(5) 改善の取組

ア 公表時期

16年度移管園では、保護者の方へ誠意を持って説明を尽くしてまいりましたが、十分なご理解をいただくことが出来ませんでした。

この経験を踏まえて、移管園の保護者の方の不安解消と十分な説明の時間を確保するため、17年度以降は、移管年度の前年の保育所入所の受付が始まる前に公表するなど、公表時期を早めました。

○ スケジュール

年・月 移管年度	移管の2年前					移管の1年前									移管年			
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4以降
16年度						保護者説明会 ◎ ⇒	◎	◎◎⇒							三者協議会 (一部) フォロー
						発表(4/23)					法人募集 (9/10~10/6)	法人発表(11/17)	三者協議会					
17年度		保護者説明会 ◎⇒	◎	◎	◎⇒						三者協議会 フォロー
						発表(12/22)					法人募集 (6/18~7/9)	法人発表(9/9)	三者協議会					
18年度		保護者説明会 ◎⇒	◎	◎	◎⇒						三者協議会 フォロー
						発表(11/29)					法人募集 (6/10~7/13)	法人発表(9/6)	三者協議会					

イ 保護者見学会等の実施

移管予定園の保護者の方に民間保育園を知っていただくために、民間保育園の見学会を行ったり、前年度の移管園の共同保育について見学を行いました。また、18年度移管予定園の保護者の方が、17年度移管園の保護者の方や16年度移管園の園長等との懇談を行いました。
(ア) 16年度では、移管予定園の保護者の方が、民間保育園（わかば保育園）の見学を行いました。

(イ) 17年度では、移管予定園の保護者の方が、民間保育園（明神台保育園、港南つくしんぼ）の見学や、16年度移管園（岸根保育園）での共同保育を見学しました。

(ウ) 18年度では、移管予定園の保護者の方が、17年度移管園（瀬谷保育園または千丸台保育園）での共同保育の見学及び保護者（千丸台保育園）との懇談を行いました。

また、矢向保育園・六ツ川西保育園・霧が丘保育園の保護者の方が、16年度移管園「丸山台保育園」を見学して、園長、主任保育士と懇談を行いました。

ウ 法人選考委員会

法人選考委員（1グループ3名）が各園で、保護者からの要望等についてヒアリングを行っています。16年度では保護者ヒアリングを法人募集後に行いましたが、17・18年度では法人募集の前に行い、法人選考委員が保護者ヒアリングで受けた保護者からの要望が、法人募集の資料となり、応募法人も保護者の要望を踏まえて応募することができました。

その結果、法人選考委員会では、保護者からの要望内容について、理事長、施設長予定者等のヒアリングの中で法人の考え方等を確認しながら進めました。

エ 引継ぎ・共同保育

民間移管にあたって、運営主体が変更することによる影響がないよう、また、スムーズな民間移管を行うことを目的として、移管法人の職員が参加する引継ぎ・共同保育を実施しています。

18年度の引継ぎ・共同保育では、16・17年度の引継ぎ・共同保育の実施を踏まえて見直しを行いました。

(ア) 各職種ごとに引継ぎ業務の予定を立てます。

(イ) 職員会議・カリキュラム会議などに参加し、情報を共有化します。

(ウ) 早い時期から、朝・夕の時間外保育に参加して子どもの様子や業務を知ります。

(エ) 移管直前の1か月間は、担任のアドバイスを受けながら法人の保育士が中心的に保育を担います。

(オ) 朝・夕の送迎時に、積極的に保護者とコミュニケーションをとり関係を作ります。

オ 送迎時の対応

民間移管後の保護者の不安を軽減するため、朝夕の補助員を雇用する経費を補助しています。

16年度移管園；平成16年6月1日から平成17年3月31日

17年度移管園；平成17年4月1日から平成18年3月31日

カ 職員の継続雇用

移管園で勤務していた職員（アルバイト保育士等）が、移管先法人に引き続き勤務しています。

16年度；35名（4園合計）

17年度；20名（4園合計）

キ 転園希望に対する入所事務の扱い

転園希望に関する入所選考上の取扱いは、通常、新規入所希望者を優先することとしていますが、民間移管予定園からの他の市立保育所への転園希望については、新規入所希望者と同じ扱いでの選考を行っています。

16・17年度では、移管の1年前（移管の年の入所継続手続き時）に、18年度では、園名を公表した移管の2年前（移管の前年の入所継続手続き時）から、この取扱いを行いました。

(6) 今後の課題

ア 第三者評価の受審

提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行い、評価結果を広く公表することにより、事業者がよりよいサービスを提供できるように誘導する役割を持っている「第三者評価」の受審を働きかけます。

なお、17・18年度の民間移管では、「移管後、3年以内に第三者評価を受審する」ことを移管条件としています。16年度では、移管条件としておりませんが、受審を働きかけてまいります。

＜参考＞ 横浜市福祉サービス第三者評価の内容

- 利用者家族アンケートの実施
- 利用者本人調査の実施
- 事業者自己評価
- 事業者調査（現地調査、面接）

イ 優良な移管先法人の確保

移管した園が良好に運営されるためには、優良な実績を持つ法人を選考することが、よりよい保育につながることから、多くの法人に応募していただくために、市内法人に働きかけるとともに、市外の関係団体等を通じて積極的な法人募集を展開してまいります。

【資料編】

＜資料1＞移管園状況調査の方法

16・17年度の民間移管にかかる法人選考委員会委員等により移管園の現地調査を行いました。

ア 16年度移管園調査メンバー 以下敬称略

平成16年度 法人選考委員会委員	村田由夫（横浜市私立保育園園長会）
学識経験者	松岡美子（よこはま一人子育てフォーラム代表）
	天野珠路（國學院大學幼児教育専門学校専任教員）

イ 17年度移管園調査メンバー 以下敬称略

平成17年度 法人選考委員会委員	上田令子（保育園を考える親の会）
学識経験者	松岡美子（よこはま一人子育てフォーラム代表）
	山田美智子（元市政モニター）
	天野珠路（國學院大學幼児教育専門学校専任教員）

ウ 調査項目

横浜市福祉サービス第三者評価の評価分類のうち、法人選考委員会で使用した5領域40項目により調査を行いました。

- I 利用者（子ども本人）の尊重【12項目】
- II サービスの実施内容【21項目】
- III 地域支援機能【3項目】
- IV 開かれた運営【3項目】
- V 人材育成・援助技術の向上【1項目】

＜資料2＞移管園状況調査の結果

ア 状況調査の全体講評

a 移管前

- ・子どもへの共通認識を深めながら、保育にあたっている。
- ・地域子育て支援への取組が期待される。

b 移管後

- ・法人のこれまでの園運営の実績が移管園での保育に活かされている。
- ・食事に関する取組が充実してきている。
- ・園だよりやパンフレットなどにより積極的に情報提供を行っている。
- ・地域子育て支援への取組が期待される。
- ・保護者との関係作りに努力しながら、保育内容の充実に取り組んでいる。

イ 16年度移管園について＜移管後＞

（ア）利用者（子ども本人）の尊重

- ・保護者の理解を得ながら環境の整備に取り組んでいる。
- ・子どもの状況に応じた指導計画については一層の充実が必要。

(イ) サービスの実施内容

- ・ 保育園の環境を活かしながら子どもがのびのびと遊んでいる。
- ・ 食育の取組が行われている。

(ウ) 地域支援機能

- ・ 園内の安定を第一に考え、地域の子育てニーズへの取組は今後の課題となっている。

(エ) 開かれた運営

- ・ 地域との交流や園からの情報提供を実施しているところが多い。

(オ) 人材育成・援助技術の向上

- ・ 法人としての研修体制が整備され、人材育成に取り組んでいる。

ウ 17年度移管園について

(ア) 利用者（子ども本人）の尊重

a 移管前

- ・ 子どもが心地よく生活できるよう配慮している。
- ・ 子どもや保護者の希望を保育計画に反映している。
- ・ 苦情解決の情報提供が不足している。

b 移管後

- ・ 子どもや保護者の意向を大切にする姿勢が浸透している。
- ・ 保育計画や保育記録が整い、全職員で共通認識を持ちながら保育が行われている。
- ・ 苦情解決について配慮している。

(イ) サービス内容の充実

a 移管前

- ・ 子どもは様々な活動を通じて楽しく遊んでいる。
- ・ 食事を楽しむための雰囲気作りが必要。

b 移管後

- ・ 戸外での活動を多く取り入れている。
- ・ 食事に関する取組が充実してきている。

(ウ) 地域支援機能

a 移管前

- ・ 地域ニーズを把握しての事業展開は今後の課題。

b 移管後

- ・ 地域への子育て支援の取組が始まっている。

(エ) 開かれた運営

a 移管前

- ・ 地域への情報提供が不足している。

b 移管後

- ・ 園だよりやパンフレットなどにより積極的に情報提供を行っている。

(オ) 人材育成・援助技術の向上

a 移管前

- ・ 保育の専門性を高めるための研修等が必要。

b 移管後

- ・ 法人としての研修体制が整備され、人材育成に取り組んでいる。

＜資料3＞移管先法人ヒアリングの主な結果

ア 応募にあたって

(ア) 応募の動機

- ・長年の保育園運営を通じて、経験を持つ職員（園長候補等）が育ってきたため。
- ・これまで法人が行ってきた保育を移管園でも試してみたいと考えたため。
- ・横浜の保育の質を落とさないことなど、社会的に貢献したいと考えたため。

(イ) 応募を決めたポイント

- ・園庭や周辺環境など、子どもを保育する上で良好な環境があったこと。
- ・園の規模・定員が法人の希望に合致していたこと。
- ・園舎について、当面は建て替えの必要がないこと。

(ウ) 応募の課題

- ・法人の職員に対して、新しい場所で勤務することを納得してもらうこと。
- ・県外からの申込であったため、移管準備の際に園外に事務所を確保するなどの対応が必要であった。

イ 移管条件について

(ア) 保育内容の最低条件

- ・法人としては待機児童解消にも寄与したいと考えている上では、定員構成を継承することは支障となっている。
- ・法人として経験を生かして、子どもたちが楽しみながら発育を支える行事を行いたいと考える上では、年間行事の継承は支障となっている面がある。

(イ) 職員体制

- ・保育の質を確保するためには、保育士の経験年数についての基準については必要なことと思うし、保育経験が長いことが保護者の安心感につながる面は大きい。
- ・保育士人材の確保が難しくなっている状況がある中で、特に小型園では、保育士の経験年数についての基準は少し厳しすぎるのではないかと。
- ・保育士の確保を容易にするため、市からの人材情報の提供などがあるとよい。

(ウ) 上乗せ条件

- ・主食の提供を行ったことにより、食事全体の指導が充実した。また、温かいご飯は子どもや保護者にも好評である。
- ・延長保育サービスは保護者に喜ばれている。夕方からの延長については、時間とともに保育する子どもは少なくなるが、その分少人数での家庭的な保育が行えている。

ウ 三者協議会について

- ・三者協議会は園と保護者が共同して子どもの保育を考える貴重な場であり、民間移管の中では特に必要なものと思う。
- ・三者協議会では園の運営について相互で協議する場と認識しているが、園に対する要望を伝える場ともなっている。
- ・子どもにとってよりよいことは何かということを三者できちんと話し合える雰囲気が必要である。

エ 引継ぎ・共同保育について

- ・保育士が子どもの状況を把握し、子どもが新しい保育士に慣れるためには現行の期間があれば十分である。
- ・既に運営している園の保育を行いながら、移管園の引継ぎ・共同保育も行うのでやりくりが大変であった。
- ・引継ぎ・共同保育の間は、職員が大変気を遣う日々が続いた。

オ 譲渡した園舎について

- ・一定の年数が経っている園舎のため、その都度法人として修繕を行っている。
- ・譲渡を受ける前に建物をよく点検しておく必要があった。市もより細かく園舎の状況を説明してほしい。
- ・移管前日の3月31日は、当然のことながら、1日の保育を終えてからの移管準備作業であったため、時間の制約があり大変であった。

カ 保護者との関係を築くことについて

- ・移管前に市が保護者に対して「市立保育所の内容と変わらない。」と説明していたため、例えば、小さな備品を変えただけでもクレームの声があがった。
- ・法人が保育を継承し、充実できる状況を市として移管前に作っておいてほしい。
- ・移管後は、保護者とともに子どもを育てていくということを積み重ねることにより、保護者との関係作りが進んできている。
- ・移管後に全保護者との個人面談を行ったところ、保護者との距離が縮まった。

キ その他民間移管に関する感想等

- ・移管後の毎日の子どもとの生活や保護者との関わりを通じて、法人として多くの貴重な経験を積むことができている。
- ・子育てに貢献しているという喜びとともに、保護者との関係作りなどに伴う苦勞もあるが、評価してもらえる限り取り組んでいこうと思う。
- ・民間移管は保護者の思いを受け止めながら取り組むことが必要であるが、そのために、一方では法人がかなり無理をしながら園運営を行っている状況がある。

<資料4>保護者の主な要望・感想

ア 移管予定園の保護者（移管前）

(ア) 園の運営について

- ・市立園の保育方針・内容・行事を継承してほしい。
- ・現状以上の保育が行われるようしっかりした法人に移管してほしい。
- ・引継ぎ・共同保育を十分行った上で移管してほしい。
- ・保育士と子ども・保護者との信頼関係を大切にしてほしい。
- ・新しいことを行うときには保護者の意見も聞いてほしい。
- ・何でも相談できる親近感のある雰囲気を大事にほしい。
- ・保護者の意見を聞く機会を定期的に設けてほしい。

(イ) 保育サービスについて

- ・延長保育を行ってほしい。
- ・アレルギー児童の食事に対応してほしい。
- ・行事などで民間ならではの保育を行ってほしい。
- ・子どもの障害について理解している法人が移管を受けてほしい。
- ・将来的には、産休明け保育や病後児保育なども行ってほしい。

(ウ) 保育士等について

- ・経験豊富な保育士を確保してほしい。
- ・保育士の経験年数について移管条件の基準を必ず守ってほしい。
- ・市立園のアルバイト職員などを移管後も雇用してほしい。
- ・保育士の研修が義務化されている法人が移管を受けてほしい。

(エ) 施設について

- ・しばらくは今の園舎・園庭をそのまま利用してほしい。
- ・園舎のリフォームなどを検討してほしい。

(オ) その他

- ・苦情解決の仕組みを充実させてほしい。
- ・第三者評価を受け、結果を保護者に公開してほしい。
- ・よりよい保育のために法人とともに努力していきたい。

イ 移管園の保護者（移管後）

(ア) 園の運営について

- ・新しいことに取り組む前に保護者とのコミュニケーション作りに努めてほしい。
- ・新しいことをやるより、日々通っている子ども達に集中してもらいたい。
- ・園・保育士と保護者との信頼関係が築けていない面がある。
- ・法人が既存園で行ってきた良い面は積極的に取り入れてほしい。
- ・園長ともざっくばらんに話せるような場を設けてほしい。
- ・移管後、毎日の保育と新しい体制作りに努力している職員に感謝している。
- ・保護者としても良い保育園作りに携わってほしい。

(イ) 保育サービスについて

- ・子どもは主食の提供により食事が楽しいようだ。保護者としても助かっている。
- ・開所時間が延びたことや夕食を出してもらえるようになったことは有り難い。
- ・保護者と協力しながら、市立園ではできなかった行事を行ってほしい。
- ・民間になったので独自の特徴ある活動を検討してほしい。
- ・食事内容を充実してほしい。
- ・ケガには細心の注意を払ってほしい。
- ・保育園全体のサービスが向上した印象を持っている。

(ウ) 保育士等について

- ・移管後、新しい保育士と子どもとの距離は縮まってきているように感じている。
- ・保育士が増えて、子どもに目が行き届くようになったと感じている。
- ・個々の保育士は頑張っているがまだ会話をする機会が少ない。
- ・保育士の時差出勤により、他のクラスの保育士とも話す機会ができた。
- ・職員同士の連絡が十分に取れていないと感じるときがある。
- ・保育士の中に声が小さい人がいる。元気な声で子どもと接してほしい。

(エ) 情報提供等について

- ・園だよりは園の様子がわかる印刷物なので内容を充実してほしい。
- ・全保護者からの意見を聞くために意見箱を設置してほしい。
- ・保護者にも色々な考えがあるので情報提供は十分に行ってほしい。
- ・三者協議会だけでなく、保護者全体への説明を十分に行ってほしい。
- ・要望等があっても遠慮がって言いづらい。

《平成 16 年度移管園》

丸山台保育園（港南区）

社会福祉法人『白百合会』（昭和 46 年 3 月 31 日設立）
横浜市神奈川区亀住町 9-5
理事長 柿原 惇子
運営施設；白百合乳児保育園（神奈川区/昭和 47 年 5 月 1 日認可）
白百合乳児保育園分園（神奈川区/平成 17 年 4 月 1 日認可）
上住吉白百合保育園（鶴見区/平成 13 年 4 月 1 日認可）

鶴ヶ峰保育園（旭区）

社会福祉法人『ちとせ会』（昭和 54 年 2 月 22 日設立）
横浜市旭区今井町 60-2
理事長 通木 一成
運営施設；ちとせ保育園（旭区/昭和 54 年 4 月 1 日認可）

岸根保育園（港北区）

社会福祉法人『山百合会』（昭和 53 年 3 月 15 日設立）
横浜市緑区小山町 292
理事長 小田 法子
運営施設；小山保育園（緑区/昭和 55 年 5 月 1 日認可）
八朔乳児保育園（緑区/昭和 53 年 4 月 1 日認可）
ペガサスベビー保育園（港北区/平成 12 年 10 月 17 日認可）
ペガサス新横浜保育園・ペガサス夜間保育園
(港北区/平成 15 年 3 月 24 日認可)

柿の木台保育園（青葉区）

社会福祉法人『あすみ福祉会』（平成 9 年 3 月 26 日設立）
※社会福祉法人茶の花福祉会（昭和 54 年 3 月 設立）を分割
埼玉県入間市小谷田 64
理事長 迫田 圭子
運営施設；茶々保育園（埼玉県入間市/昭和 54 年 4 月 1 日認可）
茶々おおわだみなみ保育園（千葉県八千代市/平成 13 年 4 月 1 日認可）

《平成17年度移管園》

千丸台保育園（保土ヶ谷区）

社会福祉法人『長幼会』（平成12年10月6日設立）
横浜市都筑区大柵町74-12
理事長 水野 恭一
運営施設；すくすく保育園（都筑区/平成13年4月1日認可）

谷津保育園（金沢区）

社会福祉法人『あおぞら』（平成5年7月1日設立）
※財団法人六角橋母の会（昭和35年12月5日認可）を改組
横浜市神奈川区六角橋5-35-15
理事長 井崎 和夫
運営施設；あおぞら保育園（神奈川区/平成5年7月1日認可）
あおぞら第二保育園（神奈川区/平成12年12月31日認可）

秋葉保育園（戸塚区）

社会福祉法人『顕真会』（昭和49年4月19日設立）
宮崎県宮崎市江平東町1-2
理事長 小笠原 文孝
運営施設；権現乳児保育所（宮崎県宮崎市/昭和49年5月1日認可）
よいこのもり保育園（宮崎県宮崎市/平成6年4月1日認可）
よいこのもり第2保育園（宮崎県宮崎市/平成10年4月1日認可）

瀬谷保育園（瀬谷区）

社会福祉法人『はとの会』（平成11年7月1日設立）
横浜市泉区弥生台1-8
理事長 瀬沼 静子
運営施設；鳩の森愛の詩保育園（泉区/平成11年8月1日認可）
鳩の森愛の詩あすなろ保育園（泉区/平成14年1月1日認可）

《平成 18 年度移管予定園》

矢向保育園（鶴見区）

社会福祉法人『神奈川労働福祉協会』（昭和 61 年 1 月 23 日設立）
※財団法人神奈川労働福祉協会（昭和 39 年 3 月設立）改組
横浜市神奈川区神奈川 2-17-6
理事長 足立 まこと
運営施設；小鳩保育園（神奈川区/昭和 43 年 11 月 1 日認可）
横浜市かながわ保育園（神奈川区/平成 14 年 4 月 1 日設置）

六ツ川西保育園（南区）

社会福祉法人『すぎのこ福祉会』（昭和 53 年 2 月 17 日設立）
川崎市麻生区岡上字川内 71-3
理事長 瀬川 典男
運営施設；すぎのこ保育園（川崎市麻生区/昭和 53 年 9 月 1 日認可）
こどものいえもも保育園（川崎市宮前区/平成 14 年 4 月 1 日認可）
笹山保育園（保土ヶ谷区/平成 15 年 4 月 1 日認可）神奈川県から移管

霧が丘保育園（緑区）

社会福祉法人『バオバブ保育の会』（昭和 47 年 11 月 21 日設立）
東京都多摩市一ノ宮 1-20-3
理事長 平林 浩
運営施設；バオバブ保育園（東京都多摩市/昭和 48 年 4 月 1 日認可）
若葉台バオバブ保育園（東京都稲城市/平成 11 年 4 月 1 日認可）
バオバブ保育園ちいさな家（東京都多摩市/平成 13 年 4 月 1 日認可）

勝田保育園（都筑区）

社会福祉法人『和泉福祉会』（昭和 43 年 2 月 10 日設立）
横浜市泉区和泉町 1368
理事長 今田 安紀
運営施設；ふたば保育園（泉区/昭和 43 年 4 月 1 日認可）
ナーサリーつづき（都筑区/平成 13 年 7 月 1 日認可）